

神戸市特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表（令和 8 年 6 月）

次世代育成支援対策推進法第 19 条 6 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条 6 項・第 21 条に基づき、実施状況及び公表事項について以下のとおり公表します（教育委員会に勤務する教職員は除く）。

Ⅰ. 神戸市特定事業主行動計画に基づく主な取り組み

≪次世代育成支援対策推進法に基づく神戸市特定事業主行動計画（第 5 期）≫

- ・妊娠中及び子育て中の職員を支援する制度等の整備
- ・育児休業を取得しやすい職場環境の整備
- ・時間外勤務の縮減並びに休暇取得の促進

≪神戸市女性職員の活躍推進計画（第 3 期）≫

- ・昇任意欲を支える環境の整備
- ・働きやすい職場環境の整備

Ⅱ. 計画で定める数値目標と達成状況

1. 男性職員の育児休業取得率

区分	目標値	令和 7 年度
市長部局等	85% (2 週間以上) (令和 11 年度末)	86.3%
消防局	85% (令和 11 年度末)	74.1%
水道局		100%
交通局		104.8%
教育委員会		58.3%

※教育委員会に勤務する教職員を含む

※会計年度任用職員を除く

(男性職員の育児休業取得期間内訳)

	1 週間 未満	～2 週 間未満	～1 月 未満	～3 月 以下	～6 月 以下	～9 月 以下	～12 月 以下	～24 月 以下	24 月 超	2 週間以 上取得者
市長 部局等	0.0%	1.3%	11.3%	21.9%	14.4%	10.6%	16.9%	10.0%	1.3%	86.3%

※母数は令和 7 年度に子が生まれた男性職員

2. 係長昇任者に占める女性職員の割合

目標値	令和 8 年度
40.0%（毎年度）	42.3%

※4 月 1 日～6 月 30 日における昇任者

3. 一人当たりの年間の正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間数（管理職除く）

局名		実績（令和 7 年度）	目標（令和 11 年度）
市長部局 ※1	内部部局等 （区役所等を除く所属）※2	175 時間	180 時間
	内部部局等以外 （区役所等）※2	141 時間	150 時間
消防局	内部部局等 （各消防署等を除く所属）	217 時間	230 時間
	内部部局等以外 （各消防署等）	212 時間	250 時間
水道局		133 時間	125 時間
交通局 ※1		344 時間	360 時間
教育委員会 （事務局）	教員 ※3	229 時間	265 時間
	教員以外	245 時間	280 時間
教育委員会 （学校園）	教員 ※3	371 時間	360 時間
	教員以外	96 時間	90 時間
選挙管理委員会事務局		861 時間	280 時間
人事委員会事務局 ※1		232 時間	200 時間
監査事務局 ※1		149 時間	170 時間
農業委員会事務局 ※1		247 時間	130 時間
市会事務局 ※1		191 時間	145 時間

※ 1 選挙に関する時間外勤務を除く

※ 2 「区役所等」とは区役所・税務部・保健所・こども家庭センターをいう

※ 3 教員は「時間外在校等時間（在庁時間）」を基に算定

【説明欄】

- ・市長部局、消防局、交通局、教育委員会（事務局）、監査事務局において、目標を達成している。
- ・目標未達所属のうち、選挙管理委員会事務局については、令和 7 年度に 3 度実施された選挙に関する業務により、目標よりも大幅に上回る時間外勤務となっている。

令和 8 年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

≪職業生活における機会の提供に関する実績≫

Ⅰ. 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.0%
全職員	79.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局 長 級	97.7%
部 長 級	102.5%
課 長 級	97.7%
係 長 級	95.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36 年以上	94.9%
31～35 年	96.1%
26～30 年	95.1%
21～25 年	91.4%
16～20 年	85.9%
11～15 年	83.0%
6～10 年	84.1%
1～5 年	92.4%

【説明欄】

【短時間勤務職員の取扱いについて】

短時間勤務職員の職員数については、常勤職員の所定勤務時間を基礎として勤務時間数に応じた按分を行い、計上している。

【「1. 全職員に係る情報」における男女の給与の差異が生じている理由】

○任期の定めのない常勤職員

男性より女性の方が、平均勤続年数が短く、役職に就いている割合が低いため。

○任期の定めのない常勤職員以外の職員（任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員）

男性より女性の方が、主に補助的な業務を担っている会計年度任用職員の割合が高いため。

○全職員

男性より女性の方が、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が高いため。

【各役職段階の対応関係について】

各役職段階の対応関係については、以下のとおり。

局長級、部長級：本庁部局長・次長相当職

課長級：本庁課長相当職

係長級：本庁係長相当職

Ⅱ. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	23. 6%

※令和 8 年 4 月 1 日時点

【説明欄】

目標値：30%（令和 12 年度末）※神戸市女性職員の活躍推進計画（第 3 期）

管理職への登用のためには、係長としてマネジメント等の経験を積む必要があることから、係長級における女性職員の人数を増やすため、試験によらない係長昇任選考、庁内公募（育児等両立応援枠）及び研修・意見交換会などを実施。係長級に占める女性職員の割合については、下記（Ⅲ）参照。

Ⅲ. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
局 長 級	10.6%
部 長 級	12.3%
課 長 級	27.2%
係 長 級	26.2%

※令和 8 年 4 月 1 日時点

【説明欄】

※各役職段階の対応関係については、以下のとおり。

局長級、部長級：本庁部局長・次長相当職

課長級：本庁課長相当職

係長級：本庁係長相当職

昨年度と比較すると、課長級は 1.1 ポイント増加（昨年度：26.1%）、係長級は 0.4 ポイント増加（昨年度：25.8%）しており、課長級および係長級への登用が進んでいる。

Ⅳ. 採用者に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度 途中採用	令和 8 年度
全体	34.6%	51.0%
任期の定めのない常勤職員	15.7%	47.8%
任期付職員	73.5%	75.5%

※全体：任期の定めのない常勤職員、任期付職員

令和 7 年度途中：令和 7 年 4 月 2 日～令和 8 年 3 月 31 日の期間の採用

令和 8 年度：令和 8 年 4 月 1 日時点

Ⅴ. 全職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
女性職員	36.3%

※令和 8 年 4 月 1 日時点

≪職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績≫

Ⅵ. 職員の平均勤続年数

区分	令和 8 年度
男性職員	20.7 年
女性職員	16.4 年

※令和 8 年 4 月 1 日時点

Ⅶ. 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	73.3%
女性	100.4%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	33.3%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.3%	0%	0%	9.1%
1 週間以上 2 週間未満	1.4%	0%	100%	0%
2 週間以上 1 月以下	15.0%	0%	0%	9.1%
1 月超 3 月以下	30.4%	0.2%	0%	18.2%
3 月超 6 月以下	17.3%	0.8%	0%	18.2%
6 月超 9 月以下	12.8%	5.9%	0%	36.4%
9 月超 12 月以下	15.4%	14.5%	0%	9.1%
12 月超 24 月以下	6.7%	28.8%	0%	0%
24 月超	0.6%	49.8%	—	—

【説明欄】

同一の子について同年度中に 2 回以上の育児休業を取得した場合は、休業期間の始期が同年度内にある育児休業の合計期間とする。

常勤職員の男性においては、1 月超 3 月以下が最も多く、目標としている取得期間 2 週間以上（市長部局等）を超える職員が大半を占める。

男性の会計年度任用職員においては、母数が 1 人と限られるため、取得期間の分布状況に偏りが見られる。

VIII. 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等 (区役所等を除く所属) ※1	14.7 時間／月
内部部局等以外 (区役所等) ※1	14.5 時間／月

※ 1 「区役所等」とは区役所・税務部・保健所・こども家庭センターをいう